

業務管理体制の整備について

大手介護保険事業者の不正請求事件等を受けて、平成21年5月介護保険法が改正され、介護サービス事業者に対し、事業の規模に応じた適切な業務管理体制を整備することが義務付けられました。

これは、介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正事案を未然に防止することで、事業者及び利用者の保護・介護保険事業の運営適正化を図ることを目的としたものです。

1 適切な業務管理体制とは

事業所内の介護サービス事業に関わる全役職員が、介護サービス提供における法令遵守の意義と重要性を理解し、日々の業務においてそれらを実践できるような組織体制をいいます。

2 業務管理体制整備の内容

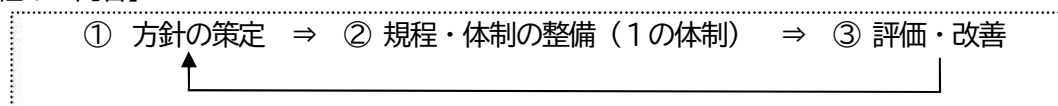
指定を受けている事業所数により整備すべき体制の内容が異なります。

指定事業所数	整備の内容
20未満	・法令遵守責任者の選任
20以上100未満	・法令遵守責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守マニュアル）の整備
100以上	・法令遵守責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守マニュアル）の整備 ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の定期的な実施

3 法人としての取り組みのポイント（法令等遵守の態勢）

「業務管理体制」は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なります。法令等で定めた前項2の内容は、事業者が整備する業務管理体制の一部です。体制を整備し、組織として事業者自らの取り組みが求められます。

【取り組みの内容】



① 方針の策定

- ・法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ・法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ・方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

② 規程・体制の整備

- ・法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ・法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢（体制）を整備しているか。
- ・各事業部門等に対し、遵守すべき法令、内部規程等を周知し、遵守させる態勢を整備しているか。

③ 評価・改善

- ・法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ・検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

4 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者が中心となって、前項3の法令等遵守の態勢についての運用状況を確認し、取り組みを進めてください。

- ・「法令等の遵守に係る方針」の制定、全役職員への周知
- ・法令（基準）等の情報の収集・周知、サービス・報酬請求内容の確認

- ・内部通報、事故報告及び苦情・相談への対応
- ・法令遵守等に関する研修実施、マニュアルの作成

5 参考

(1) 法令遵守責任者とは

事業所内において、業務管理体制を整備・強化する上で中心的役割を担う人を指します。

資格等については、特に法令や通知で求められていませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく基準条例・通知等の内容に精通した者であって、事業者内部の法令遵守を徹底することができる人が選任されることが想定されています。

なお、法令遵守責任者の役割については、法令や通知で明確に定められていません。これは、事業者自らが実情に応じた適切な取組とは何かを真剣に考え、試行錯誤しながら適切な業務管理体制を整備していくことが求められているからです。

(2) 法令遵守方針とは

事業者が法令の則った適切なサービスを提供する上での基本方針（理念）を指します。

サービス提供に係る基本方針であるため、全役職員がサービス提供における法令遵守の意義及び重要性を理解できる内容であることが求められます。

(3) 業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守マニュアル）とは

法令遵守方針に基づき、全役職員が法令に則った適切なサービスを提供する上での取り決めをまとめた規程（マニュアル）を指します。

全役職員に法令遵守の徹底を義務付けるための規定を盛り込む必要はありますが、必ずしもチェックリストに類するものを策定する必要はありません。（日常業務の運営に当たり、法令遵守を徹底するための注意事項や標準的な業務プロセスを記載したものでも可能です。）

ただし、規程（マニュアル）という性格上、全役職員が規程（マニュアル）を参照することで法令に則った適切なサービスを一律に提供できるものであることが求められます。（例えば、サービスを提供する上で全役職員が守るべきこと、やってはいけないことが明確にされている等。）

《規程（マニュアル）内容の具体例》

- ・法令遵守責任者の役割、責任及び組織体制に関する取り決め
- ・法令遵守の執行状況、モニタリングに関する取り決め
- ・研修の実施に関する取り決め

等

(4) 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）とは

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

(5) 厚生労働省が発出した業務管理体制の資料

厚生労働省のホームページに「業務管理体制」に関する資料がありますので、必要に応じて内容や届出先等について確認してください。

《厚生労働省のホームページのアクセス箇所》

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の業務管理体制

(6) 本市の業務管理体制一般検査の結果について

本市のホームページに一般検査の結果を掲載しています。参考までにご覧ください。

《北九州市のホームページのアクセス箇所》

トップページ > ビジネス・産業 > 福祉 > 事業者のみなさまへのお知らせ > 介護保険 > 介護サービス事業者の業務管理体制 > 介護サービス事業者の業務管理体制の整備、届出及び一般検査について